

政策会議(議事録)		出席者	市長、副市長	
日時	令和4年4月26日		総合政策部	部長、副部長
議題	R4年度以降の川西市学校プール 開放事業について		市民環境部	部長、副部長
			文化・観光・スポーツ課	課長
1 課題解決の方向性				
<p>全コミュニティ参加型による統一した実施から、コミュニティ（地域）の実情や意向に即した柔軟なプール開放事業への移行を模索する。</p>				
2 具体的な取組み				
<p>(1) 主催 川西市・コミュニティ組織</p> <p>(2) 開催時期 夏休み期間中の7月21日～8月12日まで（土日祝日及び学校閉鎖期間は除く） 開催回数の制限なし、原則午前中に開催 ※令和2年度より期間短縮。お盆以降は学校側の水質管理ができない。</p> <p>(3) 利用者の範囲 校区内の住民（幼児以下は保護者同伴）</p> <p>(4) 市とコミュニティ組織の役割分担と責任範囲 ＜市（文化・観光・スポーツ課）＞</p> <p>●学校プール開放事業全体の運営 ・要綱等の制定、管理者研修会及び救助法実技研修の開催、傷害保険の加入 ＜コミュニティ組織＞</p> <p>●各学校別プール開放事業の運営 ・学校プール開放事業の計画策定、学校プール開放事業の運営、市への事業内容報告 ＜責任範囲＞</p> <p>事故等が発生した場合は市が対応（死亡の場合の保険料：500万円） ※利用者の責任 ・学校の施設、設備を故意、過失により棄損、もしくは忘失したときは弁償 ・利用に関して生じた一切の事故に対する責任</p> <p>(5) 中止の判断基準 開放中に暑さ指数（WBGT）31℃を超えた場合は即時中止。 ※令和元年度に全コミュニティに対し指数計を無償貸与。</p>				

3-1 現状等

・学校プール開放事業はS57年から開始。当時は教育委員会が所管していたが、その後、スポーツ部門が市所管となって現在に至る。

・市とコミュニティ組織の共催で実施。

（但し、市＝事故等発生リスクを軽減するため、熱中症指数測定器の導入や地域従事者等への研修、心肺蘇生法講習等を行い、傷害保険に加入。コミュニティ＝人員確保や当日の現場対応等を担っている）

・学校プール開放事業に係る市の負担

①傷害保険 347千円 ②管理者等研修会 190千円 ③飲料水等賄費 35千円

合計572千円

3-2 課題

- (1) 平成31年度では開催期間中の計画回数148回のうち47回が暑さ指数（WBGT）31℃を超えたため実施できず（途中の中止含む）、熱中症のリスクが高まっている。
- (2) 運営主体のコミュニティ組織の役員構成員が高齢化し、地域によってはプール監視員などの要員が不足し一部の人の負担が増えている。
- (3) 土日祝日は令和元年度から学校側の働き方改革により対応できなくなったため基本的には認めていないが、独自判断で休日に実施している地区もある。
- (4) 阪神間の7市町のうち、宝塚市（H31）と猪名川町（R2）が事業廃止を決定している。

以下 当日の記録

4 補足説明

・近年の熱中症リスクの高まりや指導員不足のため、令和4年度は地域の個別の事情に応じた対応から地域の判断に任せる方向で調整したい。ただし、実施する地域に、市としてこれまでどおり研修会の実施をはじめとした支援を行う。

5 意見等

- ・地域が担ってきた運営の部分を市が担うことは困難。
- ・一括交付金にはプール開放の経費も含まれているため、交付金のあり方について検討が必要。
- ・S57年当時と異なる気象等の環境変化は、もはや実施環境としてリスクが非常に高く、ボランティアを基本とした運営自体に限界がある。民間の力の活用も視野に入れた検討を行う必要がある。

6 結論

- (1) 令和4年度の学校プール開放事業については、地域の個別の事情に応じた対応を基本とし、実施するコミュニティには従前どおり支援する。
⇒①理事会の結果通知に明記の上、全コミュニティに案内、②5月中旬の理事会で説明
- (2) 今年度中に理事会やスポーツ推進委員会、スポーツクラブ21において、今後のあり方について継続協議